

参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

2016年11月14日



ての事案の審理、判断内容等を原則として公開することと、これ義務付けでござります。また、申立て期間を一定の期間に制限するとか、投資家の請求に根拠がないと認められる場合に費用を投資家に負担させることができるなど、濫訴を防止するための様々な規定が盛り込まれているところでございます。

○山田修路君 どうもありがとうございます。

外務大臣にお聞きをしたいと思います。

今御説明のあったような濫訴防止等の措置が規定をされているということでありますけれども、ただ、ISDSについての心配はやはり完全には払拭できないのではないかと私は思っております。そういう規定があつたとしても訴え出る人はまだいるわけですし、また、その裁判所あるいは仲裁機関がどう判断するかというのもやつてみなければ分からぬというところがあると思います。そういう中で、しかし、やはりこのISDS条項は受け入れるべき、あるいは必要だというふうに私は思っております。

日本が締結したEPA、FTA、経済連携協定においてISDS条項がこれまで盛り込まれてきたのかどうか、そしてその設定をされている場合に日本がこれを求めてきたのかどうか、そしてそれはなぜなのか、そのことについて外務大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（岸田文雄君） まず一つ目の、我が国が結んできた経済連携協定の中にISDS条項は含まれているのかという質問につきましては、今日まで我が国が締結した経済連携協定を含む投資関連協定、ほぼ全てにISDS条項は含まれております。

そして、我が国が望んだのかという御質問につきましては、そもそもISDS条項、これは、投資受入れ国が投資関連協定に違反したことによって当該国で事業展開をする日本企業が不利益を受けた際に当該国の政府を訴えることができるとするものであります。我が国企業が海外で投資活動をする上において、予見可能性あるいは法的安定性、こうしたもの向上させることに資する、こ

ういった制度であるという認識に立っています。よって、協定上の投資保護を実効的なものにする上で有効であるとして我が国の経済界も重視している協定です。

こういった観点から、我が国は投資関連協定の締結交渉に際してISDS条項が含まれるよう取り組んできています。その結果として、ほとんどの投資関連協定にISDS条項は含まれているというのが現状であります。

○山田修路君 ありがとうございました。

このISDS条項は、言わばもう刃の剣というんでしようかね、こちらがやられた場合あるいは

そうではない場合、双方あると。しかし、日本としてはやはり有効な条項だということだと思います。

これまで質問を続けてまいりましたけれども、このTPP協定については日本に多大な好影響を与える、そして日本の国内の被害は最小限に抑えられ、また対策も講じているということだと思います。是非、また今後の国会審議を通じてこの中身を国民の方々に分かつてもらつて是非速やかに決定をしていく、こういうふうにしていきたいと、いうふうに思つております。

本日はどうもありがとうございました。質問を終わらせていただきます。

○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾でございます。

本日は質問の機会を賜りまして、林委員長を始め理事、委員の各位の皆様に心より御礼を申し上げます。総理始め政府関係者の皆様にはどうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、安倍総理に二点お聞きしたいと思います。

（資料提示）

総理は今年四月の衆議院本会議におきまして、TPP協定は国家百年の計だと述べられておられたのかどうか、そしてその設定をされている場合に日本がこれを求めてきたのかどうか、そしてそれはなぜなのか、そのことについて外務大臣にお伺いしたいと思います。

います。

そして、第一点目の質問でござりますけれども、TPP協定の今国会での承認を国民の圧倒的多数が支持をしているわけではございません。世論調査によりますと、国論を二分しているという見方もできないわけではございません。米国のオバマ大統領はTPP交渉を日本とともに牽引をしてまいりましたけれども、次期大統領に決まったトランプ氏が反対をしているというのもう皆さん御承知のことだと思います。総理は、今週木曜日にTPP協定に反対だという米国の次期大統領とお会いになります。こうした情勢の中で、今国会で協定の承認を求める理由をお聞かせください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、委員が挙げられました大平元総理の環太平洋連帯構想であります。太平洋地域において自由で開かれた国際経済システムの構築を目指すものであります。これに基づき、一九八〇年に開催された環太平洋共同体セミナーが太平洋経済協力会議、PECを経て、今日のAPECにつながっているのは御承知のとおりでございます。

TPP協定は、アジア太平洋地域において、自由、民主主義、基本的人権、そして法の支配といった基本的価値を共有する国々が新しい経済ルールを作るものでありまして、単に関税をなくしていくこと、などではなくて、新しい自由で公正な

ルールを作っていく、これは言わばTPPの特徴の一つと言つてもいいんだろうと思います。これは、二十一世紀にふさわしい国際秩序を誰が構築するかという問題でもあります。まさに国家百年の計であり、大平元総理の構想がなければ生まれなかつたものと考えています。

協定の今国会での承認を求める理由についてお尋ねがございましたが、TPP協定は、厳しい交渉を経て、我が国にとって高い戦略的、経済的価値を持つものとなりました。米国が政権交代期にある今、我が国こそがその早期発効に向けてリーダーシップを發揮をしなければならない。まさに、米国で残念ながら保護主義が台頭する中にあって、今こそ私たちがしっかりと世界に向けてこうした自由で公正なルールを作っていくことの重要性を訴えていく必要があるんだろうと、このように思っています。

TPP協定の国会承認により、再交渉はしない、早期発効を目指すとの立法院も含めた我が国の意思が明確に示されることになります。今後、様々な機会を通じて米国及び他の署名国に国内手続の早期の完了を働きかけていく考えであります。

今後、様々な機会を通じてそうしたことを行つていくわけでありますが、国会でTPP協定が承認され、整備法案が成立することと、自由貿易を主導する我が国の決意と結果を出す力を世界に示すことができます。これは、TPP以外の通商交渉も刺激をし、加速させ、保護主義の蔓延を食い止める契機にもなると思います。日本はこれ受け身で他国の動きを待つのではなくて、日本にとって、アジア太平洋地域にどうでも望ましい結果を実現する取組を主導していくべきだらうと、このように考えております。

○二宅伸吾君 ありがとうございます。

国論を二分する経済関連の話題と申しますと、今年の夏でございましたけれども、イギリスで欧州連合から離脱すべきか残留すべきかという国民投票がございました。こちらも僅差で離脱するという国民投票の結果が出たわけであります。

ただ、国民投票の結果に法的な拘束力はございませんけれども、政治的には、少なくとも当面イギリス政府を拘束するということで、新しいメイ首相は、来年の三月までには離脱の通知をしますよと、こういうふうに明言をされました。

しかしながら、議会の方が、離脱の通告に当たっては議会にもそれなりの権限がありますよとうことを確認するような裁判が起きまして、イギリスの一審の裁判では、イギリス政府は議会の承認なくしてEUに対して離脱の通告をする権限はないんだということを明確に言った判決が出ております。もし最高裁におきましてこの下級審の判決が維持をされ、そして、イギリス議会におきま

してイギリス政府はEUに対し離脱の通告をしてはならぬというもし議決が出てしまいますと、メイ・イギリス政権はひょっとしたら離脱の通告が法的にできない可能性もあるのではないかと私は思っている次第でござります。

そこで、外務大臣にお聞きしますけれども、もしイギリスが離脱の通告をできた場合、そしてしましたと、その後、EUとの間で、離脱後のEU

とイギリスの間の通商関係の交渉がうまくまとまらず、いわゆるハードランディングで離脱をしてしまった場合、イギリスの通商政策、そして英国に工場とか金融関係の統括機関を置く日本企業に対してどのような影響があるのか、お聞かせください。

○国務大臣（岸田文雄君）　英国のEU離脱が日本企業にどのような影響があるかという御質問ですが、結論を申し上げるならば、まさにこの離脱交渉における英国の対応、そして英國とEUの交渉次第でその影響は決まってくるというように考えております。

よって、先手を打つて我が国の要請をしっかりと英国及びEUに伝えることが重要であると考え、我が国としましては、中小企業を含む日系企業からしつかり聴取をした上で、自由貿易環境の維持、そして現行の関税率の維持、あるいは金融単一免許制度の維持、こういった要望につきまして英國

及びEUに伝えています。九月一日に日本からのメッセージという形で取りまとめて英国及びEUにこれを伝えて、そして配慮を要請しているところであります。

是非、こうした要請も踏まえて、日系企業への悪影響を最小限に抑えるよう、政府としましても英國あるいはEUに働きかけを続けていきたいと考えます。

○三宅伸吾君　今年の四月でございましたが、イギリスの財務省がEUから離脱になった場合の影響の分析をしております。離脱交渉のいわゆる悪いシナリオによりますと、GDPが七・五%減り、税収も約四百五十億ポンド、日本円で申しますと六兆円弱減るとの試算をイギリスの財務省が今年の春の段階で発表をいたしております。それだけ、EUに加盟していることでイギリスは経済的恩恵を受けているということだろうと思います。

そして、もしTPP協定が発効すれば、当然日本経済の成長に大きく貢献するわけですが、その点につきましては先ほど山田理事から質疑があつたところでござります。イギリスがEU離脱で失いそうな、即額の経済的利益の何倍もの恩恵を得るために、日本はTPP協定の交渉をし、そして発効を目指しているということではなからうかと思います。

パネルの六を出してください。

石原担当大臣に是非お聞きしたいと思います。

次期大統領のトランプさんはTPP協定に反対だと、もう公言をされております。その一方で、強の経済をつくることとTPP協定に反対するというのは矛盾していると思います。最強の経済をつくりたいのであれば、TPP協定を速やかに推し進めて、そして自由貿易を通じて最強の経済をつくると、これが正しい経済のイロハの依法と私は思っている次第でござります。

私は、これまでのトランプ氏の選挙期間中の発言を全部調べてもらいました。TPP協定に反対するという理由でトランプ次期米大統領候補がちゃんと言つていることは、実は一回しかないんです。一回というか、一つのアイテムしかおつしやつておりません。それは、自動車とそれから自動車部品で、特にアメリカ・ミシガン州に日本からの製品の影響が出て雇用が失われたと、同じようなことがこれから起きたら困るよね、だから反対だというのを明確に述べておりますけれども、それ以外でTPP協定に反対だというのを理屈立てて述べた部分が私は見付けられませんでした。

その一方で、トランプ次期米大統領候補は、知的財産権を中国は侵害しておつて、米国企業の利益を損なつていて、それを明確におつしやつております。それから、電子商取引もこれからの

アメリカ経済を支えるとこうことをちゃんとおつしやつております。

電子商取引それから知的財産の保護、これはまさしくTPP協定の中身が明確に保護強化、それから電子商取引分野の支援を明記しているところでございます。

ですから、米次期大統領のトランプ氏は、そもそもTPP交渉国に中国が入っているというような誤解さえしていたことがトランプ次期米大統領はあるわけでございます。トランプ氏はTPPの全体像を明確に認識されていない可能性があるか、又は、協定の経済的恩恵を理解はしているんだけども、選挙期間中であるので知らなかつたぶりをしている可能性もあるのではないかと私は思うわけであります。

繰り返しになりますけれども、米国が最強の経済をつくる、このためにはTPP協定の発効が必要だと私は考えております。その上で、これから少し各論に入りたいとふうに思つております。失礼、石原大臣に質問を聞くのをお忘れないました。トランプ氏や政権移行チームがこれから協定の全体像を十分に理解すれば、冷静な判断をし、TPPを支持する可能性があるのでないかと私は期待をするわけでございますけれども、石原担当大臣はいかがお考えでしようか。

○国務大臣（石原伸晃君） 三宅委員のトランプ

次期大統領の選挙戦での発言のマークされていたこと、私も当選が決まった後調べてみましたら、やはり自動車の高関税ということはおつしやつてあります。その一方で、委員が御指摘された電子商取引等々についてはしっかりと、知的財産保護によって米国産業の著作権侵害の減少が見込まれるというような、そのアメリカのITCの報告に載つてあるような発言もされております。両方あるのかなという気がいたします。

総理がこれからお会いになつて、私も、トランプさんがどんな方で、また選挙戦でどういうことを全て言つたかというのはフォローするのもまだ全部できておりませんので、予断を持つて、トランプ次期大統領がどういうふうに考えられるか、希望的観測を言わせていただくならば、まさに三宅委員と同じ立場でございます。

○三宅伸吾君 「これから少し各論に本当に入りたいと思います。まずは電子商取引でございます。これは余り国会で議論されておりませんけれども、極めて私は大事だと思います。

アリババ集団のジャック・マー会長は「こうおつしやつておられます。データを制する者が世界を制する。日本でも最近ビッグデータという言葉が、皆さんいろんなテレビとか新聞で聞いたり読んだりすると思いますけれども、私たちがコンビニに行くたび、スマートフォンを持って歩くたび、様々な行動をするたびに、当然一定の契約がありますけれども、私たちの行動の履歴が様々なデータのサービス提供会社に吸い上げられていて、そのデータが世界中を国境を越えて移動するわけです。

電子商取引の関連企業はもうどんどん今成長いたしております。一番大きいアップル、アメリカのアップルは、企業価値、時価総額で表現しますと約六十兆円に及んでおりまして、トヨタ自動車の三倍もの企業価値を持っているというふうに、どんどん伸びているわけでございます。

ビッグデータが移動している様子は、「これは世界の海底ケーブルの様子を見れば分かります、海底ケーブル。今どこが一番データの集積地にならうとしているかと申しますと、これはシンガポールなんでございます。シンガポールに海底ケーブルのハブがどんどんどんどん集積しつつあるということでございます。しかしながら、二十一世紀に入りましてインターネットの時代になりまして、中国のIT関連企業の最大手の一つでございます

どう考へても急成長の市場でござります。

こうした状況の中でTPPの協定が基本合意されたわけです。協定には電子商取引に関する部分がありますけれども、どのような内容で、どうしてこういう規定を作ったのか、政府参考人に聞く簡単に御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人（濵谷和久君）お答え申し上げます。

TPP協定、電子商取引に関して第十四章で規定をしているところでございます。十一条では、情報の電子的手段による国境を越える移転を原則として許可する、データのフリー・フローと言っている規定でござります。それから一つ目に、十三条でございますが、事業遂行の条件として自分の国域でサーバー等のコンピューター関連設備を設置しないということを、これ今要求している国があるようございますけれども、そういうことを原則として要求してはいけないというところを規定してござります。それから、十七条でございますが、ソフトウェアの販売、利用等の条件として、ソフトウェアのソースコードと言っていますが、設計図のようなのですけど、これを教えろと、移転、アクセスを求めるようなことは原則として要求してはいけないという規定がなされています。

こうした規定によりまして、データの適正、公正な利活用が図られまして、我が国の事業者がTPPの域内でインターネットを活用した事業を行う際の競争力を發揮する環境が一層整備される等を期待しているところでございます。

○三宅伸吾君 世界の主要国の集まりでありますG20、G20 参加国のアジアの国の中でインドと中国がこのTPPの交渉に参加をしておりません。そこで、世耕経済産業大臣にお聞きしたいと思います。

TPP協定の発効後、この協定に加盟していく国は電子商取引分野の競争でどのような不利な状況に追い込まれるというふうにお考へでございましょうか。

○国務大臣（世耕弘成君）お答えいたします。

先ほどから三宅委員の御質問、元日経新聞での「デジタル分野とか知財分野をエース記者として取材をされていた、「G00gleの脳みそ」という名著もあるわけですが、本当に鋭い質問をしておられるなと思います。

まさにTPPの一番の特徴は、デジタル商取引の分野に関してきっちりとした規定を設けた初めての多国間での貿易協定であるというところであります。特に、サーバーを自分の國の中へ置かない動をしないと、世界の新しい潮流には乗れないといふことではなかろうかと思います。

そこで、もう一つ、余り国会で議論になつてはおりませんけれども、TPP協定には国有企业という実はチャプターもございます。どのような内容で、そして何のためにこのような国有企业の章を置いたのか、政府参考人、簡単に御説明ください。

い。

業大臣にお聞きしたいと思います。

○政府参考人（灘谷和久君）お答え申し上げます。

TPP協定の第十七章が国有企业についての規定でございます。国有企业等が、物品又はサービスを購入又は販売するに当たり商業的考慮に従つて行動すること、他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保すること、それに加えまして、これが一番重要なポイントでございますが、国が国有企业に優遇措置を与えて、その優遇措置を活用して、ほかの国、他の締約国でビジネスをして利益を得ることについて、他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないということが明確に規定されているところでございま

す。

中国に関して申し上げますと、二〇一五年には中国の生产能力は粗鋼生産量の一・四倍まで拡大をいたしました。こういった背景から中国の鋼材輸出量は二〇一四年に入つて急増をして、二〇一五年では一・一億トン、これは日本の年間生産量に匹敵する量、これが輸出に回つているという状況であります。また、中国から世界への鉄鋼輸出価格を見ますと、二〇一一年をピークに下落傾向にありまして、二〇一五年でピーク時の五割程度まで下がっているという状況であります。こ

ういった状況が相まって世界的な鉄鋼不況の要因になつてゐるというふうに認識をしております。

この問題については世界各国が一致団結して解決すべき課題だということで、今年のG20サミットにおいて、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバルフォーラムの設立に合意をされました。また、先月に東京で開催をして私が議長を務めました日中韓経済貿易大臣会合においても、鉄鋼の過

剩生産能力のグローバルフォーラムをできるだけ早く立ち上げることを確認をした、これは中国もいる場で確認をさせていただきました。生产能力の過剰分の削減に向けた強い働きかけを行うため、速やかにこの第一回会合を立ち上げて、中身のある議論を行つていく必要があるというふうに思つております。

純粹な商業活動を行うような場合に、国有企业と民間企業との対等な競争条件を確保するという規定だというふうに承知しているところでござります。

○三宅伸吾君 中国の素材産業、ほとんどが国有企业でございます。特に鉄鋼も当然国有企业でございます。中国では、鉄鋼産業で国有企业の過剰生産能力が世界的にかねて問題になつていて聞いております。

具体的にはどのようなことが問題というか、日本から見ると課題だと思われるのか、世耕経済産

業大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣（世耕弘成君）今、三宅委員御指摘のように、政府あるいは政府支援機関による過剰な補助金など市場機能をゆがめる支援措置があつて、中国を含め世界的な過剰生産能力につながつておりまして、過剰生産されたものが国際市場に安値で輸出をされて鉄鋼市況の深刻な悪化をもたらしているというふうに認識をしております。

中国に関して申し上げますと、二〇一五年には中国の生产能力は粗鋼生産量の一・四倍まで拡大をいたしました。こういった背景から中国の鋼材輸出量は二〇一四年に入つて急増をして、二〇一五年では一・一億トン、これは日本の年間生産量に匹敵する量、これが輸出に回つているという状況であります。また、中国から世界への鉄鋼輸出価格を見ますと、二〇一一年をピークに下落傾向にありまして、二〇一五年でピーク時の五割程度まで下がっているという状況であります。こ

ういった状況が相まって世界的な鉄鋼不況の要因になつてゐるというふうに認識をしております。

○政府参考人（灘谷和久君）新たな国の加入につきましてはTPP協定の第三十章四条に規定されていますが、TPP協定の義務を履行する用意を希望する国がTPP協定の義務を履行する用意がある場合に加入のための交渉を行うことができると定めています。

したがつて、新たに加入を希望する国は、国有企业に関する部分を含めて、協定上の義務を履行する用意があることが前提になるものでございま

○三宅伸吾君 ありがとうございました。

様々なことをいろいろ仕込んで、このTPP協定というのは十一か国で議論を尽くして基本合意したということです。

話題をちょっと変えまして、TPPの安全保障面での意義についてちょっと議論をしたいと思っております。

平和はいろんな方法で維持されるわけですが、まずけれども、一つは力の均衡、バランス・オブ・パワーということでも平和は維持されると思います。この文脈で申し上げれば、アメリカが環太平洋地域に大きな経済的な利益を、権益を有する限り、当然、米国にとってこの地域の安定は欠かせず、環太平洋地域に米軍がプレゼンスを一定程度維持せざるを得なくなるというふうに私は思います。

TPP協定は、人口が爆発して購買力のある中間層が拡大する地域の急成長市場において、日本などが公正な市場競争のルールを作るというものでございます。言うなれば、日本とアメリカでは当たり前のルールを設ける、非関税障壁もなくす。例えば、二国間関係が悪くなつたら自国の港に貨物船をとどめさせて事実上輸入を制限するような、そういう前近代的な行為は許しませんよと、ビジネスの予見可能性を高めるためのルールを共

通化、明確化するものであり、先ほど議論しましたように、物まね大国も許さない、知的財産権もきつちり保護するということです。

TPP協定は、米国にとって成長するアジア市場での権益を拡大するものであり、どのような人が大統領になつても米国政府が有望市場を無視することはできないと私は考えております。つまり、米国はアジアにおいて軍事上のプレゼンスを低下させることはしづらいというふうに私は思っております。こういった意味で、力の均衡を通じてアジアの平和にTPPの発効というものは貢献するというふうに私は思つてているわけですが、思ひます。

岸田外務大臣は、TPP協定の発効と環太平洋の平和につきましてどういうふうに関連付けておられますでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、委員の今の発言の中では、アジア太平洋地域、これは国際社会において今現在最も成長著しい、そして活力に満ちた地域だと思います。米国にとって、こういった地域との関与を続けるということは米国にとっても国益だというふうに思いますし、この地域が安定しているということも米国にとって国益だと思ひます。

そして、今の御質問は、TPPと環太平洋の平和についての関係についての御質問ですが、委員

冒頭、大平総理の環太平洋構想について触れられました。この環太平洋構想というのは、太平洋地域に自由で開かれた国際経済システムをつくっていくということを目指すものがありました。これが一九八〇年の環太平洋共同セミナーにつながり、それが太平洋経済協力会議を経て、そして今日のAPECにつながっていると認識をしています。

TPPはまさにこの流れをくんでいる協定であると考えます。自由、民主主義、基本的人権、こうした基本的な価値を共有する国々が新しい経済ルールを作るというものであります。

基本的価値を共有する国々が経済のきずなを深めていく、これは大変重要なことです。それを更に深めていくことによって環太平洋地域、地域の平和や安定に資するということにつながると思ひますし、このことは、TPPが経済的利益を超えた長期的な戦略的な大きな意義を持っている、このような意義を持つていると考えるべきであると考えます。

○三宅伸吾君 ありがとうございました。

TPP協定、これを、電子商取引分野においてはデータの適正、公正な利活用を図り、そしてまた、物の方では関税の大幅な引下げなどにより貿易を促進するわけでございます。また、協定の国際化の章、それから透明性及び腐敗行為の防止といった他の規定も併せて読むと、私には、国家

資本主義とは現時点では相入れない国際的な経済ルールを創設するという構想であるということはつきりしたと私は思っております。

今日ここで申し上げたいのは、TPP交渉に参加した他の国も、TPPの新たなルールが中長期的には自國経済の発展に寄与すると考えたから基本合意をしたわけでございます。私、ある方からお聞きしました。共産党支配のベトナム、協定交渉に参加しているわけであります。ベトナム共産党、交渉の前に党内で大激論があつたと聞いております。しかし、参加を決断をしたと。TPP協定が大筋合意したことで、少なくともベトナムは、ASEANにおける盟主争いで優位に立てるんでしょうという多分決断があつたと。必死の覚悟でベトナム共産党内部で議論したという、この覚悟を私たちはしっかりと受け止めなければならないと思ひます。

課題先進国で我が国はございます。少子化のため、国内市場の急拡大には限界がございます。外に目を向けるを得ないと思ひます。そしてまた、高齢化社会を迎えて、医療、介護の課題先進国としてのノウハウに対し、東南アジアのこれから高齢化が進む国々が、日本の医療、介護、そしてまた年金のインフラの制度の方面におきましても日本のこのノウハウを期待しているわけでござります。これから医療とか介護分野でもどんどん日

本企業が海外に進出することが期待されるわけですけれども、当然、知的財産権の保護がしっかりとしておりませんと、日本の医療関連のメーカーも安心して進出ができるないということだと思います。

このTPPの交渉、いろいろ暗雲垂れ込めてはおりますけれども、すばらしい協定の内容ではありますけれども、甘利明前担当大臣、石原現担当大臣を含めまして、もう政府関係者の全ての方々に心より深い敬意と感謝の念を申し上げたいと思っております。

さて、総理は、本年四月七日の衆議院のTPP特別委員会においてこのようにおっしゃられております。中国がTPPの基準を満たして参加することの大歓迎だというふうにおっしゃっておられます。TPP協定がアジアの全ての国や地域や、

このルールがもし世界に広がれば、法の支配が浸透し、ひいては自由で開かれた国が増えるようになります。

私は思いますけれども、総理のお考えをお聞かせください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） TPPは、まさに自由と民主主義、そして人権、法の支配、基本的価値を共有する国々とともに自由で公正な世界の四割経済圏を創出をし、そして経済面で法の支配を抜本的に強化するものであります。

先ほど委員が提示をされました電子商取引についてのルール、これはTPPの特徴でありますが、

その中で、先ほど世耕大臣からも答弁をさせていただきましたが、サーバーの設置の要求あるいはソースコードの開示の要求はできないということになりました。できないとということにしたのは、それを要求してきた国々があつたということなんですね。それは結局、そういう国々でいよいよ仕事をしておこうとしたら、それはちゃんと作れよと言われる、あるいはソースコードをちゃんと開示してここに置いていけよということでもあるわけでありまして、そうしたことができなくなるということがあります。それは結構大きなことなんだろう。まさに法の支配を抜本的に強化することになるわけでありまして、そうなれば、TPP圏内の国々であれば安心して中小企業も含めて進出していくことができる、知財も守られます。

TPPによって新しく作られるルールは今後の経済連携協定のモデルにもなっていくんだろうと思います。二十一世紀の世界のスタンダードになつていくことが期待されるわけであります。参考を希望する国や地域もこれは相次いでいるわけでありますし、TPPという巨大な市場の求心力でその高い水準を、各国の経済改革の目標となり、法の支配が及ぶ範囲が拡大していくことが期待されるわけであります。言わば中国を含めて、様々な国々がこのTPPに入つていくメリットをもう今でもこれは理解をしているわけでありますが、

しかしそのためには、今申し上げました自由で公正なルールをきつちりと守っていくというこのハードルを乗り越えなければいけない。ハードルを乗り越えるということは、まさに私たちが持つている普遍的な価値を共有する国々がだんだん増えていくということにもつながっていくんだろうと思うわけでございまして、我々は今回、この価値についてしっかりと国会の論戦を通じて世界に発信をしていきたいと、このように考えております。

○三宅伸吾君 総理、すばらしい御答弁、本当にありがとうございました。

市場経済そして自由貿易により国を最も豊かにした国、これはもうアメリカが一番だと思います。日本も当然その恩恵を大いに受けてしまいました。市場経済、自由貿易は、消費者の声を大事にするという意味で経済の民主主義であると思います。そして、経済の民主主義は、言論の自由を基盤とする政治の民主主義といふそのシステムとも親和性が高いというふうに私は考えております。国民の声をしつかり受け止めつつ、立法権を担う者、行政権の執行に当たる者は、中長期の国益をしつかりと見据えて覚悟を持つて前に進まなければなりません。

自由貿易体制の重要性につきまして、トランプ次期米大統領は、先ほど申し上げましたように、少なくとも表面上、トランプ氏の言葉を見る限り

は、私たちとは少し違うところがあるよう思いますが、それでも、重要性に、まだ認識をしていないか、認識をしているんだけれどもいろいろ考えるところがあつて口には出していないのかもしれません。

いずれにしましても、次期大統領がトランプ氏に決まつたことで世界に今激震が走っているのは事実でござります。例えば、つい最近でございましたけれども、メキシコの外務大臣は、米国抜きでTPPが発効できるよう規定の見直しをしたらどうだという提案までされておられます。それから、オーストラリアの外務大臣、TPPが進展しなければ、その空白は中国が主導する東アジア地域包括的経済連携、RCEPに埋められるだらうと述べたとも報じられているわけでござります。私は、そのようなことになつてはいかぬというふうに思ひます。

今週の木曜でございましたが、安倍総理には、次期米大統領にお会いになつた際に、もう総理もおつしやつておられますけれども、是非、貿易の自由化促進が米国を最強の経済にする必要最低条件であるということを是非御説明をいただき、トランプ氏にTPP協定に対する考え方を変えるよう促していただきたいと存じます。君子は豹変をお話をしたいと、こう思つております。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 現在、十七日にトランプ次期大統領と会談を行うことで調整を行つております。それに先立ちまして、先般、電話会談を行いました。その際、日米関係、日米同盟の重要性について一致をしたところでござります。「」の基本は、基本的に同じ、変わらないと、「」ではないかと思います。

では、どういう話をするんだと「」と「」を特定し詳細に申し上げることは控えさせていただきたいとは思いますが、基本的に様々な課題について率直に意見交換を行いたいと、こう思つております。その中におきまして、この自由貿易に対する私の考え方等についてはお話しもしたい、貿易だけではなくて様々な、安全保障も含めて、率直にお話をしたいと、こう思つております。

共和党は基本的に自由貿易を言わば推奨してきた、推進してきた党でもあるうと思ひます。そし

倍総理や岸田外務大臣に自由貿易諸国の期待が集まつています。

通告をしておりませんので質問ではありません

けれども、トランプ次期大統領との会談を二日後に控えております。もし可能であれば、総理のお考えを、お疲れでなければお聞かせください。君子を豹変させていただきたいというのが私の願いでござります。

て、強い経済をつくっていく、そして経済を力強く成長させていく、その中で強いアメリカが絶対的に必要であるという考え方の下に様々な大統領は、共和党の大統領も、政策を推進してきたと、こう理解をしているわけでございまして、これは、トランプ次期大統領ということだけではなくて、言わば日米の貿易については様々な先入観があるのは事実なんですね。

例えば、自動車については日本にたくさん非関税障壁があるのでないかということもあります。このTPP交渉の中における初期は、初期はですね、そういうやり合いから始まつてきて、実は日本は随分それは改善してきていますよと、あるいは、米国で米国の皆さん方が乗っている日本車は、多くは実はアメリカで造られ、そしてアメリカの人たちを雇用していますよ、アメリカで富を生み出しているんですよというお話をもじきているわけでござります。

そういう中で様々な誤解も解かれてきて、これは事実でございまして、いずれにいたしましても、様々な課題について、やはりこの日米同盟関係というものは、これは日本にとって安全保障、外交、また経渌においても基軸でございますから、しっかりと突っ込んだ話し合いをしながら信頼関係を構築していくないと、このように考えております。

○三宅伸吾君 総理、ありがとうございました。

残り僅かでござりますので、早く簡単に二つ質問をしたいとは思っております。

内閣法制局長官が来られておられます。TPP協定の知的財産分野について、少し専門的なところにはなりますけれども、どうしてもお聞きしたいので、よろしくお願ひいたします。

TPP協定の著作権と商標に関する部分で、法定損害賠償又は追加的損害賠償制度のいざれかを維持、採用することというふうに求めておりまして、その脚注で、追加的な損害賠償には、懲罰的賠償を含めることができるというふうに書いてあります。ということは、懲罰的損害賠償ではない追加的な損害賠償制度があるということに論理上なります。

そこで、内閣法制局長官にお聞きしますけれども、懲罰的損害賠償ではない追加的損害賠償制度を日本で導入することは憲法違反ですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 今回我が国が採用することとしたしておりますのは、TPP協定における、パネルにもござりますけれども、一つ目の、権利者の選択に基づいて受けけることができる法定の損害賠償という方でござります。したがいまして、お尋ねの懲罰的損害賠償ではないものを含めまして、追加的損害賠償の制度については具体的な検討はしておりませんというふうに考えております。

いわゆるメード・イン・TPPというやつでございます。新しい協定では、TPP加盟国の中でいろいろ融通を利かせれば、関税がゼロになつて輸出ができるということになりますけれども、こ

指摘のとおり、懲罰的損害賠償を含むとされておりますけれども、この懲罰的損害賠償につきましては、平成九年七月十一日の最高裁判所の判決におきまして、我が国においては、加害者に対して制裁を科し、将来の同様の行為を抑止することは、刑事上又は行政上の制裁に委ねられていること、さらに、実際に生じた損害の賠償に加えて、制裁及び一般予防を目的とする賠償金の支払を受け得るとすることは、中略、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則なし基本理念とは相入れないということが判示されています。したがいまして、お尋ねの懲罰的損害賠償ではない追加的損害賠償がなお実際に生じた損害を超えて賠償を命ぜるというものであるのであれば、この最高裁の判決との関係が問題になり得るというふうに考えられます。

いずれにせよ、追加的損害賠償の制度につきましては具体的な検討はしておりませんというふうに答えることは困難でござります。

○三宅伸吾君 最後に、世耕経済産業大臣にお聞きをしたいと思います。

- 19 -

の協定の規定ど、どうもTPPは中小企業には関係ないという話をよく聞くものですから、中小企業にとってのこのTPP協定のメリットを是非経済産業大臣にお聞きして、私の質問を終わらたいと思います。

○國務大臣（世耕弘成君） 中小企業にはいろんなメリットがあるというふうに思っています。

例えば、これ、原産地規制に関しては、付加価値をちゃんと累積をして、そしてこれがTPP域内のものかどうかというのを判定するようになります。ということは、具体的には、日本で部品を作つて、日本国内で作つて、それをメキシコへ輸出をして、そしてメキシコで自動車を組み立て、それをアメリカへ売るというようなことがTPP域内では可能となつてしましました。

今、部品なんかは徐々に途上国でも作れるところが出てきています。こういうところに対しても日本の中小企業はなかなか苦しい戦いがあつたわけですけれども、これがTPPに入る、そしてそこでいわゆる付加価値の完全累積方式が取られたといふことで、日本の部品メーカーがメリットを得るというような部分もあるうかというふうに思っています。

あるいは、中小企業でも今困っているのは模倣品対策でありまして、やはりコピーをされてしまう。これも、TPP域内ではこれは模倣品の対策

のルールがしっかりとできただけですから、これも中小企業にとってのメリットだというふうに思います。

あるいは、中小企業がいろんな各国でのビジネスを考えるときに、その国ごとのルールに合わせていろんな手続をやつしていくというのは、これはなかなか大きな法務部門を持つていないような中小企業には大変だったわけですが、これはルールが統一されるということや、同じルールで各国にTPP域内には輸出ができる、こういうメリットもあります。

あるいは、通関手続、これも、各国に合わせて通関手続をきちっとやっていくというのも、これなかなか中小企業にとっては負担だつたわけですが、これが基本的には四十八時間で通関手続を完了しなければいけないというルールができる、こういったところも中小企業にとってはメリットになろうかというふうに思つております。

○三宅伸吾君 ありがとうございました。終わります。

○小川勝也君 おはようございます。民進党・新緑風会の小川勝也でございます。

いよいよ今日から委員会質疑がスタートいたしました。今日、与党の二人の質問者、大変格調高い、すばらしい、参議院らしい質疑、スタートしたというふうに思つています。

私はこの委員会の理事を務めさせていただいておりますけれども、我々の会派の委員もあるいは所属政党の議員もいろいろ勉強させていただいだ、参議院らしい質疑をさせていただきました。しかしスを考えるときに、その国ごとのルールに合わせて、参議院らしい質疑をさせていただきました。しかしながら、報道によりますと、間抜けな審議だとか、滑稽だとか言われて、少しテンションが下がった質疑スタートとなりました。

これはもう総理御案内のとおり、アメリカの大統領選挙の結果を受けての参議院質疑がスタートしたということと無関係ではないというふうに思つています。アメリカの大統領が誰になるのか、それを誰かが予測していたわけではありませんけれども、余りにも、報道を知つてゐる国民からすると、なぜこのタイミングでTPPの審議をするのか、もう終わつた話じゃないかというような思ひで、私なんかも質疑をするというふうに支援者に伝えたところ、いろんな言葉をいただいたところであります。

まずは率直に、総理も若干のショックを受けたのではないかというふうに思つておりますので、大統領選挙の結果を受けて正直な御感想、おありになつたらお伺いをしたいというふうに思ひます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 大統領選挙の結果を受けまして、まずはトランプ次期大統領に心から祝意を表したいと、このように思います。先